

# 陳述書

那覇地方裁判所 御中

令和1年11月8日  
ブルデシルヴェストル 恵

国定公園内で可能な宿舎事業は国民宿舎。  
開発認可 沖縄海岸国定公園事業（ハレクラニ沖縄）は  
宿舎事業ではない事の陳述をする。

## 「宿舎事業」の定義とは

(自然公園法第二条第六号に規定する政令で定める施設「三 宿舎及び避難小屋」での宿舎)

自然公園法では「優れた自然公園の風景の保護を国（国立公園）や都道府県（国定公園）の責務」としており、自然の保護が第一である。その前提の上で、自然とつながる為の公共施設は、特例として建設が許される。それが「公園事業」にある「宿舎及び避難小屋」である。

### 宿舎の定義

・辞書<sup>1</sup>によると宿舎の意味が2つ記されている。

- 1 宿泊する建物。やど。「各国選手の宿舎」「国民宿舎」
- 2 公務員などに提供される住宅。「公務員宿舎」

「宿泊する建物」を示す用語は沢山ある。

例：旅館、客舎、宿舎、宿屋、民宿、旅籠屋(はたごや)、コンドミニウム、リゾートホテル、ビジネスホテル、カプセルホテル、B&B、ホステル、ゲストハウスなど。

それぞれ用語の意味が異なり、運営方法や用途も違う。数ある用語の中、自然公園法の規制下で許可される建物「宿舎」とは一体何で、なぜ他の用語ではなく「宿舎」なのか。

「宿舎」という言葉には「公共性のある宿泊場所」という特色がある。

1の宿泊施設だと、各国選手の宿舎も、国民宿舎も国家政策に関わる宿泊施設である。2の「国家公務員宿舎(官舎)」「議員宿舎」「警察官宿舎」「教職員宿舎」など、公務員に向けた住宅であるが、国定公園においては、国家公務員として働くレンジャー（自然保護官）が現地駐在管理するための住宅を意味しているとも考えられる。

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の第一条（公園事業となる施設の種類）で、公園事業となる施設の種類として「三 宿舎及び避難小屋」とある。「及び」の意味として、「A及びB」と使う場合、AとBは同じジャンルもしくは同じ程度・地位などが同じであるものにのみ使うことから、避難小屋のように一時的で簡易な宿泊施設を意味するように受け取れる。

国民宿舎の方は「手軽な旅行者のための宿泊施設」を目的としていることで、一人でも利用出来る。 引用元：1958年（昭和33年）3月28日 東京新聞 朝刊、10頁

### 宿舎＝国民宿舎

これまで「公園事業（宿舎事業）」として日本全国で建設されてきたのは「国民宿舎」である。国民宿舎の説明については以下引用する。

「宿舎のある場所も、自然景観の勝れた国立公園、国定公園のなかを第一とし、次いで県立公園、保養温泉地、あるいは環境のよい海浜、史跡名勝地という順に選ばれています。」厚生省 国立公園局休養施設課長 阿部正利<sup>2</sup>

<sup>1</sup> デジタル大辞泉：<https://daijisen.jp/digital/index.html>

<sup>2</sup> 添付資料1：『アルパインガイド2 国民宿舎と国民休暇村』 社団法人国民宿舎協会編、山と溪谷社、1968年、1頁

「国民宿舎は、国立公園、国定公園、県立自然公園、国民保養温泉等の自然環境に恵まれた景勝のちに建設され、より良い施設をできるだけ安い料金で誰にでも気軽に利用していただくために、県や市町村が国民年金や厚生年金保険の保険料の積立金の中から融資を受けて整備いたしております。」環境庁自然保護局施設整備課長 佐藤善也<sup>3</sup>



(『アルパインガイド2 国民宿舎と国民休暇村』 社団法人国民宿舎協会編、山と溪谷社、1968年)

自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）において「宿舎」と示されているのは「国民宿舎」の省略名称である。国民宿舎の管理運営の基本を述べている公文書（昭和39年2月25日交付 国発115号）<sup>4</sup>には以下述べられている。

「地方公共団体の経営にかかる国民宿舎としての健全性を損なうような名称や、○○○ホテルというような名称を附することは避けられたい」

環境庁は国民宿舎をホテルと明確に差別化している。それは「ホテル」という名称を使うと、公共の宿という性質が曖昧になるからである。

「名前から受ける感じより実際にはずっとモダンで便利な宿泊施設です。写真でおわかりのようにほとんどが鉄筋コンクリートのホテル風、木造ならロッジスタイルのしゃれたもの。そして国立公園、国定公園、国民保養温泉等の中の景観地を、特に選んで建ててあるのが大きな特徴です。」（『アルパインガイド17 国民宿舎と国民休暇村』社団法人国民宿舎協会編、1979年、2頁）

昭和39年の国発115号の後、昭和55年の再検討実務要領が記された公文書（昭和55年1月22日交付 環自計9号）<sup>5</sup>には、公園事業として未執行のものは計画要領第四のIIIの(二)により取捨選択するようにある。

<sup>3</sup> 添付資料2：『アルパインガイド17 国民宿舎と国民休暇村』 社団法人国民宿舎協会編、山と溪谷社、1979年、1頁

<sup>4</sup> 添付資料3：国民宿舎の管理運営等について、昭和39(1964)年2月25日交付 国発115号

<sup>5</sup> 添付資料4：国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領について、昭和55(1980)年1月22日交付 環自計9号

[2] 国定公園の公園計画の随時見直し

・ 国定公園の保護と適正な利用の観点から、国定公園の公園計画の見直しについて都道府県知事からの申出があれば、見直し後5年を経過していない場合でも、柔軟に対応することを通知において明確化する。

[4] 国民宿舎の管理運営の民間委託の容認

・ 地方自治法の改正に際し、国民宿舎の管理運営の民間委託を容認するため、国民宿舎の設置及び運営に関する通知を廃止する。

のち、国民宿舎の建設や維持に使われていた年金積立金還元融資制度はそれ以前の平成12年に廃止。「宿舎」という公共施設であるための公的資金元が打ち切られた。さらに平成15年2月に構造改革特区の第2次提案（環境省報道発表平成15年2月27日）<sup>6</sup>により、国民宿舎が環境省から切り離されたため、事実上それ以降、国定公園内で宿舎事業は不可能である。

平成20年の国立公園等整備事務取扱要領（平成20年4月4日制定 環自国発第080404001号、環自総発第080404004号）<sup>7</sup>では、公園事業に含めることができる施設について「三 宿舎及び避難小屋」<sup>8</sup>の「宿舎」という表記が消され「③避難小屋」となっている。公園事業として宿舎は新設、増設又は改設が不可という環境省自然環境局の対応変化が表れている。繰り返しになるが、自然公園内に建設可能な「公園事業（宿舎事業）」は国民宿舎だけである。国民宿舎以外に「宿舎」と呼ぶものは、自然公園法ではあり得ないため、ハレクラニ沖縄は国定公園内に建設されてはならない。



<sup>6</sup> 添付資料5：構造改革特区の第2次提案への環境省の対応について、平成15(2003)年2月27日発表 環境省報道資料

<sup>7</sup> 添付資料6：国立公園等整備事務取扱要領、平成20年4月4日制定 環自国発第080404001号 環自総発第080404004

<sup>8</sup> 号  
<sup>8</sup> 自然公園法施行令、昭和32(1957)年政令 第298号

## 国民宿舎の種類

公営国民宿舎と民営国民宿舎の2種類のみ。問い合わせ先となっている国定公園一覧にハレクラニ沖縄の記載はない。

	公営国民宿舎	民営国民宿舎
発案	環境省	環境省
指定	環境省	財団法人国立公園協会
運営・管理	国が管理だったが、現在は都道府県や市町村が行っている（振興公社などに委託しているところもある）	都道府県や市町村が管理だったが、民営化されたものもある
公的資金融資	厚生年金保険や国民年金の積立金の中から融資を受けて施設を建設・維持	厚生年金保険や国民年金の積立金の中から融資を受けて施設を建設・維持
運営基準、設備基準	両者同じ	両者同じ
問合せ先	一般社団法人国民宿舎協会 (旧：社団法人国民宿舎協会)	民営国民宿舎協議会 (旧：財団法人国立公園協会)
一覧	<a href="https://www.kokumin-shukusha.or.jp/annai/chihou/list.html">https://www.kokumin-shukusha.or.jp/annai/chihou/list.html</a>	<a href="http://www.minkoku.com/yado/list.php">http://www.minkoku.com/yado/list.php</a>

## ハレクラニ沖縄は国民宿舎ではない

### ①公共施設ではない

直接に国民の利用に供することを目的として、国、地方公共団体またはそれらによって設立された法人によって設置・運営される施設を国民宿舎という。利用者についても宿舎の場合、国民誰でも利用できる。

「国民宿舎は会員制度ではありませんので、ひとりでも、家族でも、職場のグループでも、団体でも、誰にでも利用できます。」（『アルパインガイド17 国民宿舎と国民休暇村』 社団法人国民宿舎協会編、1979年、5頁）

環境省が「公園事業（宿舎事業）」の目的は「不特定多数の利用者が公平に利用できることが求められること」と回答している<sup>9</sup>ことから、宿舎事業における公共性は不可欠であることが明確だが、ハレクラニ沖縄はこれに該当しない。

### ②自然に配慮した建築設計ではない

低階層で海岸線を傷めない環境に配慮した建築設計であるべき。地形や視界領域を壊す構造そのものに問題がある。国民宿舎の多くは鉄筋コンクリートづくり2～3階建てなのに対し、ハレクラニ沖縄は10階建て（沖縄本島最大）だ。収容人数も国民宿舎は50～150

<sup>9</sup> 甲第21号証：13 環境省 特区第13次・地域再生第6次（非予算）再々検討要請回答

名であるが、ハレクラニ沖縄は客室数で19棟360室と巨大（収容人数は未公表）であり、不安定な海岸線の崖で崩落しないよう建設するには、土台を深く打ち込む必要があるため自然公園へのダメージは計り知れない。自然環境への圧力をなるべく排除し、「自然の一部」のような建築設計にする配慮が今からでも必要である。

### ③価格（1泊1部屋）

約100,000円（デラックスオーシャンビューキング）から～

約1,017,000円～（オーキッドスイート）<sup>10</sup>

国民宿舎の利用料基準において、このように高額な特別基準を設定しようとする場合は、国立公園部長の同意を得ることとなっている。また、宿泊利用者の利用料は一泊二食付（利用料基準に定める室料に客室占有利用料等を加算して徴収することは認められない）ことや、公営による運営の趣旨から利用料基準においてサービス料は認められていない。<sup>11</sup>

ハレクラニ沖縄の価格設定は、裕福層だけが宿泊できるという貧富で優劣をつけた宿泊利用料体系で、宿舎事業では存在しない価格帯の値段である。本来国立公園内で行われる宿舎事業、国民宿舎は国民の誰もが低廉で快適に利用出来ることを目的としている。

### ④利用機会の平等性と受益者負担の公平性

計画当初から部屋の分譲販売を予定している。国民誰でも利用できる宿舎を、富裕層に売り独占させることはあってはならない。国立公園は国民全員の財産である。特定の個人や私企業が利益を得る仕組みが国立公園で成り立ってしまったら、公衆の自由使用という大原則から外れ、法治国家の根幹に関わる大問題である。

## まとめ

国立公園内で可能な宿舎事業は国民宿舎のみである。開発認可 沖縄海岸国立公園事業（ハレクラニ沖縄）は宿舎事業ではないので、国立公園内に建設されてはならない。自然公園法で保護されおらず建築基準法や海岸法等でカバーできるような地域とは意味が違うことを忘れないでほしい。

<sup>10</sup> 添付資料7：WEBマガジン「CREA Traveller Autumn」号より

<sup>11</sup> 添付資料3：国民宿舎の管理運営等について、昭和39(1964)年2月25日交付 国発115号